

25.1.27

6-13
91

國立學校設置法の一項を改正する法律案の要綱

- 一、國立大學の学部の分合等について規定する二と。
- 二、國立大學に包括された學校のうち高等学校、大學予科等を削除する二と。
- 三、國立大學附置研究所の新設及び合併について規定する二と。
- 四、國立大學に公立學校を包括することによって設せられた農學部の附屬農場等學部附屬の研究施設の設置について規定すること。
- 五、國立教育學校及び國立高等敎育學校を昭和三十六年三月三十日まで東京敎育大學に附置すること。
- 六、國立學校に置かれる職員の定員を学年進行、旧制の學校の募集停止、公立學校の國立大學への合併等による増減に応じて改正すること。
- 七、その他関係條文を整理すること。

天野

338

